

## 道のオアシスカミかわ内地域振興施設ありの実運営管理者募集に関する プロポーザル実施要項

### 1 対象業務等の目的

地域振興施設「ありの実」（以下「当該施設」という。）の運営及び維持管理をする者（以下「運営管理者」という。）を募集し、道のオアシスカミかわを利用する自動車運転者や観光客等に対して、町の歴史、名所、特産物等の情報発信及び食事等の提供を行うことを目的とする。

### 2 対象業務等の名称、場所、内容、履行期間

名 称： 道のオアシスカミかわ内地域振興施設ありの実運営管理者

場 所： 神川町大字元阿保地内（道のオアシスカミかわ内）

内 容： 地域振興施設ありの実を活用した観光振興、飲食業の運営及び管理  
利用許可期間：令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。ただし、  
運営状況が良好な場合は、申請に応じ利用許可期間を更新することができる。

### 3 提案書特定までの事務手順

事務手順	期 間	備 考
募集要項・実施要項公表（7条2項）	令和6年4月26日	募集要項の公告・HP公表 実施要項のHP公表
質疑の期間	令和6年5月15日まで	原則E-mailによる 最終日午後5時まで
質疑の回答期限	令和6年5月17日午後2時	
提案書提出期限(5条1項10号)	令和6年6月4日午前9時	
プロポーザル審査委員会参加者決定通知	令和6年6月4日	
プロポーザル審査委員会(プレセッション・提案書特定)(8条2項5号、12条)	令和6年6月11日	場所：神川町役場3階第1会議室
提案者特定通知日（13条）	令和6年6月14日	

※各条等は神川町プロポーザル実施要領のもの

4 プロポーザル方式の採用の具体的な理由

当該施設は「道のオアシス神川」内にあり国道 254 号を利用する自動車運転者や観光で訪れた利用者等に町の歴史、名所、特産品等の情報発信及び食事等の提供を行うことにより地域振興に資することが必要とされている。

このことから、神川町プロポーザル方式実施要領第 3 条第 1 項第 4 号の規定により、当該施設の運営管理者として上記の目的を遂行できる最も優れた提案者を公募型プロポーザル方式により選定するものである。

5 プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル

6 提案要請者及び提案要請者選定理由

提案要請者については選定しない。

7 応募条件、応募方法、募集期間及び提案要請者選定基準

応募条件

(1) 事業所等の所在地

- ① 法人及び団体にあつては、町内で飲食業等の実績のある事業所（本店又は支店）を有すること。
- ② 個人にあつては、町内に住所を有し飲食業等の実績のある者。

(2) 法人又はその他の団体の代表者が次の者に該当していないこと。

- ① 神川町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条、同施行規則第4条に該当する者
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ）又はその構成員の統制下にある者
- ③ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある者
- ④ 破産の宣告を受けており、復権を得ていない者
- ⑤ 銀行の取引停止処分を受けている者
- ⑥ 懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行が終わらない者
- ⑦ 禁固以上の罪に該当する罪を犯した容疑者をもって、拘留又は起訴された者で、判決確定に至るまでの者
- ⑧ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員
- ⑨ 過去に食品衛生法等関係法令による行政処分の措置を受けた者
- ⑩ 国税及び地方税を滞納している者

応募方法

郵送又は持参

募集期間

令和6年6月4日（火）まで

提案要請者選定基準

広く提案を募集するため提案要請者は選定せず、募集要項により提案を受け付ける。

8 提案書を特定するための評価基準  
別紙のとおり

9 提案書の公開又は非公開の別  
提出資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本町において必要と認めるときは、提案者と協議の上、提出資料の全部又は一部を公開できるものとする。  
また、審査により特定された提案書の著作権は町に帰属するものとする。

10 提案書作成要領  
別紙のとおり

11 提案に係る費用の負担に関する事項  
提案者の自己負担による。

別紙

提案書の評価基準	
項 目	配点
施設の効用を最大限発揮することができるか	20
施設の集客向上に対する企画及び事業が実施できるか	20
施設の運営において、町、地元及び関係団体と連携ができるか	20
施設の利用を安定的に行える経営基盤を有しているか	20
関係法令を遵守し適正に、また恒常的に施設の維持管理を行うことができるか	20
合 計	100

評価基準 1. 評価の配点は上記のとおりとし、A～Eまでの5段階で評価する。

2. 評価の換算は、評価の比率に配点を掛け合わせる方法とする。

例示：配点20の項目の場合には以下のようなになる

評価Aであれば  $20 \times 5/5 = 20$  点

評価Bであれば  $20 \times 4/5 = 16$  点

評価Cであれば  $20 \times 3/5 = 12$  点

評価Dであれば  $20 \times 2/5 = 8$  点

評価Eであれば  $20 \times 1/5 = 4$  点

3. 総合評価結果の最高得点者が優先交渉権を得るものとする。また、次点得点者に次点優先権を与える。

優先交渉権：神川町と契約内容について合意できた場合には、契約を締結するものとする。

次点交渉権：優先交渉権者が契約内容について神川町と合意ができなかった場合には、交渉権を得るものとする。

4. 最高得点者の評価点が60点を下回った場合は適格者無しとし、プロポーザルを中止するものとする。